

山口県報

平成 24 年
8 月 7 日
(火曜日)

目 次

告示

生活保護法の規定に基づく医療機関の指定（厚政課）…………… 一

生活保護法の規定に基づく施術者の指定（厚政課）…………… 一

救急病院の認定（地域医療推進室）…………… 一

土砂災害警戒区域の指定（砂防課）…………… 二

土砂災害特別警戒区域の指定（砂防課）…………… 四

特定建設工事共同企業体の一般競争入札の参加資格の審査（港湾課）…………… 五

道路の位置の指定（建築指導課）…………… 六

公告

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出（商政課）…………… 七

平成二十四年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催（畜産振興課）…………… 七

下関都市計画通路の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）…………… 八

下関都市計画広場の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）…………… 八

開発行為に関する工事の完了（建築指導課）…………… 八



山口県告示第三百七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十四年八月七日

山口県知事 二井 関 成

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
清水内科医院	山口市春日町二番二号	平成二四、六、一
松井医院	萩市大字下田万一三三八	" 五、" "
山野歯科医院	防府市牟礼今宿二丁目三番一六号	" " " "

指定訪問看護事業者等 主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の 所在地	指 定 年 月 日
医療法人社団民正会 山陽小野田市大字鴨庄一の一の三	訪問看護ステーションかがやき 山陽小野田市大字鴨庄一〇の四	平成二四、四、一

山口県告示第三百八号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十五条において準用する同法第四十九条の規定により、医療扶助のための施術を担当させる施術者を次のとおり指定した。

平成二十四年八月七日

施術者の 氏名	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
弘中 善範	ひろなか整骨院	岩国市玖珂町六〇四九の一	平成二四、六、一五

山口県告示第三百九号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十四年八月七日

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
社会医療法人同仁会周南記念病院	下松市生野屋南一丁目一〇番一	平成二七、八、四

山口県知事 二井 関 成

- 野(12)、羽島(1)、羽島(2)、羽島(3)、羽島(4)、羽島(5)、羽島(6)、東山町(1)
- (1)、東山町(2)、日地町(1)、平原町(1)、平原町(2)、平原町(3)、福川(1)、福川(2)、福川中市町(1)、本陣町(1)、本陣町(2)、本陣町(3)、舞車町(1)、政所
- (1)、宮の前(1)、宮の前(2)、室尾(1)、室尾(2)、譲羽(1)、譲羽(2)、譲羽(3)、譲羽(4)、譲羽(5)、譲羽(6)、譲羽(7)、譲羽(8)、譲羽(9)、譲羽(10)、譲羽(11)、譲羽(12)、譲羽(13)、譲羽(14)、譲羽(15)、譲羽(16)、譲羽(17)、譲羽(18)、横浜町(1)、若草町(1)、若草町(2)、若草町(3)、若山(1)、若山(2)、若山(3)、若山(4)、若山(5)、若山(6)、若山(7)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

- 秋月(1)、秋月(2)、大島(3)、大島(4)、大島(5)、大島(6)、大島(7)、大島(8)、大島(9)、大島(10)、大島(11)、大津島(1)、大津島(2)、大津島(3)、大道理(49)、小畑(1)、小畑(2)、小畑(3)、小畑(4)、小畑(5)、小畑(6)、小畑(7)、小畑(8)、小畑(9)、小畑(10)、温田(1)、上迫町(1)、上迫町(2)、上迫町(3)、川崎(1)、川曲(1)、川曲(2)、川曲(3)、川曲(4)、川曲(5)、川曲(6)、川曲(7)、川曲(8)、川曲(9)、川曲(10)、川曲(11)、川曲(12)、川曲(13)、川曲(14)、久米(1)、久米(2)、久米(3)、久米(4)、久米(5)、久米(6)、久米(7)、久米(8)、久米(9)、久米(10)、久米(11)、久米(12)、久米(13)、久米(14)、久米(15)、栗屋(1)、栗屋(2)、栗屋(3)、栗屋(4)、栗屋(5)、栗屋(6)、孝田町(1)、河内町(1)、河内町(2)、坂根町(1)、皿山町(1)、四熊(1)、四熊(2)、四熊(3)、四熊(4)、四熊(5)、四熊(6)、四熊(7)、四熊(8)、四熊(9)、四熊(10)、四熊(11)、四熊(12)、四熊(13)、四熊(14)、四熊(15)、四熊(16)、四熊(17)、四熊(18)、四熊(19)、四熊(20)、四熊(21)、四熊(22)、四熊(23)、四熊(24)、四熊(25)、四熊(26)、四熊(27)、四熊(28)、四熊(29)、四熊(30)、下上(1)、下上(2)、下上(3)、下上(4)、下上(5)、下上(6)、下上(7)、下上(8)、下上(9)、下上(10)、下上(11)、下上(12)、下上(13)、下上(14)、下上(15)、下上(16)、下上(17)、下上(18)、下上(19)、上村(1)、上村(2)、上村(3)、上村(4)、上村(5)、上村(6)、上

- 村(7)、上村(8)、上村(9)、上村(10)、上村(11)、上村(12)、上村(13)、上村(14)、上村(15)、上村(16)、上村(17)、上村(18)、上村(19)、上村(20)、上村(21)、上村(22)、上村(23)、上村(24)、上村(25)、上村(26)、上村(27)、上村(28)、上村(29)、上村(30)、上村(31)、上村(32)、大神(1)、大神(2)、大神(3)、高瀬(10)、高瀬(11)、高瀬(12)、高瀬(13)、高瀬(14)、高瀬(15)、高瀬(16)、高瀬(17)、高瀬(18)、高瀬(19)、徳山(1)、徳山(2)、徳山(3)、徳山(4)、徳山(5)、徳山(6)、徳山(7)、徳山(8)、徳山(9)、徳山(10)、徳山(11)、徳山(12)、徳山(13)、徳山(14)、徳山(15)、徳山(16)、徳山(17)、徳山(18)、徳山(19)、徳山(20)、徳山(21)、徳山(22)、徳山(23)、徳山(24)、徳山(25)、徳山(26)、富田(1)、富田(2)、中須南(16)、中須南(17)、長田町(1)、長田町(2)、長田町(3)、中野(1)、中野(2)、中野(3)、中野(4)、中野(5)、中野(6)、中野(7)、中野(8)、中野(9)、中野(10)、中野(11)、中野(12)、中野(13)、中野(14)、羽島(1)、羽島(2)、羽島(3)、羽島(4)、譲羽(1)、譲羽(2)、譲羽(3)、譲羽(4)、譲羽(5)、譲羽(6)、譲羽(7)、譲羽(8)、譲羽(9)、譲羽(10)、譲羽(11)、譲羽(12)、譲羽(13)、譲羽(14)、譲羽(15)、譲羽(16)、譲羽(17)、譲羽(18)、譲羽(19)、譲羽(20)、譲羽(21)、譲羽(22)、若山(1)、若山(2)、若山(3)、若山(4)、若山(5)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。)

一 区域の名称

- 大島(1)、大島(2)、大島(3)、大島(4)、大道理(1)、栗屋(1)、栗屋(2)、栗屋(3)、坂根町(1)、下上(1)、上村(1)、上村(2)、上村(3)、上村(4)、上村(5)、上村(6)、上村(7)、上村(8)、上村(9)、上村(10)、上村(11)、上村(12)、上村(13)、上村(14)、上村(15)、上村(16)、上村(17)、上村(18)、上村(19)、上村(20)、上村(21)、上村(22)、上村(23)、上村(24)、上村(25)、上村(26)、上村(27)、上村(28)、上村(29)、上村(30)、上村(31)、上村(32)、大神(1)、大神(2)、大神(3)、高瀬(10)、高瀬(11)、高瀬(12)、高瀬(13)、高瀬(14)、高瀬(15)、高瀬(16)、高瀬(17)、高瀬(18)、高瀬(19)、徳山(1)、徳山(2)、徳山(3)、徳山(4)、徳山(5)、徳山(6)、徳山(7)、徳山(8)、徳山(9)、徳山(10)、徳山(11)、徳山(12)、徳山(13)、徳山(14)、徳山(15)、徳山(16)、徳山(17)、徳山(18)、徳山(19)、徳山(20)、徳山(21)、徳山(22)、徳山(23)、徳山(24)、徳山(25)、徳山(26)、富田(1)、富田(2)、中須南(1)、中須南(2)、中須南(3)、中須南(4)、中須南(5)、中須南(6)、中須南(7)、中須南(8)、中須南(9)、中須南(10)、中須南(11)、中須南(12)、中須南(13)、中須南(14)、中須南(15)、中須南(16)、中須南(17)、中須南(18)、中須南(19)、中須南(20)、中須南(21)、中須南(22)、中須南(23)、中須南(24)、中須南(25)、中須南(26)、中須南(27)、中須南(28)、中須南(29)、中須南(30)、中須南(31)、中須南(32)、夏切(1)、戸田(1)、戸田(2)、金峰(1)

二 区域の範囲

次の図のとおり

三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川

- 野(8)、中野(9)、中野(10)、中野(11)、中野(12)、羽島(1)、羽島(2)、羽島(3)、羽島(4)、羽島(5)、羽島(6)、東山町(2)、日地町(1)、平原町(1)、平原町(2)、平原町(3)、福川(1)、福川(2)、福川中市町(1)、本陣町(1)、本陣町(2)、本陣町(3)、舞車町(1)、政所(1)、宮の前(1)、宮の前(2)、室尾(1)、室尾(2)、讓羽(1)、讓羽(2)、讓羽(3)、讓羽(4)、讓羽(5)、讓羽(6)、讓羽(7)、讓羽(8)、讓羽(9)、讓羽(10)、讓羽(11)、讓羽(12)、讓羽(13)、讓羽(14)、讓羽(15)、讓羽(16)、讓羽(17)、讓羽(18)、横浜町(1)、若草町(1)、若草町(2)、若草町(3)、若山(1)、若山(2)、若山(3)、若山(4)、若山(5)、若山(6)、若山(7)

二 区域の範囲

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。

一 区域の名称

- 秋月(1)、秋月(2)、大島(3)、大島(4)、大島(5)、大島(6)、大島(7)、大島(8)、大島(9)、大島(10)、大島(11)、大津島(1)、大津島(2)、大道理(49)、小畑(1)、小畑(2)、小畑(3)、小畑(5)、小畑(6)、小畑(7)、小畑(8)、小畑(10)、温田(1)、上迫町(1)、上迫町(2)、上迫町(3)、川崎(1)、川崎(2)、川崎(3)、川崎(4)、川崎(5)、川崎(6)、川崎(7)、川崎(8)、川崎(9)、川崎(10)、川崎(11)、川崎(12)、川崎(14)、久米(1)、久米(2)、久米(3)、久米(4)、久米(5)、久米(6)、久米(7)、久米(8)、久米(9)、久米(10)、久米(11)、久米(12)、久米(13)、久米(14)、久米(15)、栗屋(1)、栗屋(2)、栗屋(3)、栗屋(4)、栗屋(5)、栗屋(6)、孝田町(1)、河内町(2)、坂根町(1)、皿山町(1)、四熊(1)、四熊(2)、四熊(3)、四熊(4)、四熊(5)、四熊(6)、四熊(7)、四熊(8)、四熊(9)、四熊(10)、四熊(11)、四熊(12)、四熊(13)、四熊(14)、四熊(15)、四熊(16)、四熊(17)、四熊(18)、四熊(19)、四熊(20)、四熊(21)、四熊(22)、四熊(23)、四熊(24)、四熊(25)、四熊(26)、四熊(27)、四熊(28)、四熊(29)、下上(1)、下上(2)、下上(3)、下上(4)、下上(5)、下上(6)、下上(7)、下上(8)、下上(9)、下上(10)、下上(11)、下上(12)、下上(13)、下上(14)、下上(15)、下上(16)、下上(17)、下上(18)、下上(19)、上村(1)、上村(2)、上村(3)、上村(4)、上村(5)、上村(6)、上村(7)、上村(8)、上村(9)、上村(10)、上村(11)、上村(12)、上村(14)、上村(15)、上村(16)、上村(17)、上村(18)、上村(19)、上村(20)、上村(21)、上村(22)、上村(23)、上村(24)、上村(25)、上村(26)、上村(27)、上村(28)、上村(29)、上村(30)、上村(31)、上村(32)、大神(1)、大神(2)、高瀬(10)、高瀬(11)、高瀬(12)、高瀬(13)、高瀬(14)、高瀬(15)、高瀬(16)、高瀬(17)、高瀬(18)、高瀬(19)、徳山(1)、徳山(2)、徳山(4)、徳山(5)、徳山(6)、徳山(8)、徳山(9)、徳山(10)、徳山(11)、徳山(12)、徳山(13)、徳山(14)、徳山(15)、徳山(16)、徳山(17)、徳山(19)、徳山(20)、徳山(21)、徳山(22)、徳山(23)、徳山(24)、徳山(25)、徳山(26)、富田(1)、富田(2)、中須南(16)、中須南(17)、長田町(1)、長田町(2)、長田町(3)、中野(1)、中野(2)、中野(3)、中野(4)、中野(5)、中野(6)、中野(7)、中野(8)、中野(9)、中野(10)、中野(11)、中野(12)、中野(13)、中野(14)、羽島(1)、羽島(2)、羽島(3)、羽島(4)、讓羽(1)、讓羽(2)、讓羽(3)、讓羽(4)、讓羽(5)、讓羽(6)、讓羽(7)、讓羽(8)、讓羽(9)、讓羽(10)、讓羽(11)、讓羽(12)、讓羽(13)、讓羽(14)、讓羽(15)、讓羽(16)、讓羽(17)、讓羽(18)、讓羽(19)、讓羽(20)、讓羽(21)、讓羽(22)、若山(1)、若山(2)、若山(3)、若山(4)、若山(5)

二 区域の範囲

- 三 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

- 四 建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図のとおり

「次の図」は、省略し、その図面を山口県土木建築部砂防課及び周南市建設部河川港湾課に備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第三百十二号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の五第一項の規定により、徳山下松港港湾改修(耐震岸壁)工事(第一工区)の契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な経営の規模及び状況を要件とする資格(以下「経営規模等入札参加資格」という。)並びに当該経営規模等入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成二十四年八月七日

山口県知事 二井 関 成

- 一 徳山下松港港湾改修(耐震岸壁)工事(第二工区)
- (一) 工事場所 周南市晴海町地内
- (二) 工事の概要

工 種	延 長
地 盤 改 良 工	一〇九メートル

二 経営規模等入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成二十二年山口県告示第四百二十六号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA等級であること。
 - 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(土木工事業に係るものに限る。))を受けていること。
 - 3 出資比率が三十五パーセント以上であること。
 - (二) 共同企業体の代表者の平成二十四年八月六日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。
 - (三) 共同企業体の代表者以外の者が土木一式工事について総合評定値の通知を受けていること。
- 三 経営規模等入札参加資格の審査
- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
 - 経営規模等入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し

- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
 - 申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
 - 山口県周南港湾管理事務所 周南市築港町一三番三三号
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
 - 平成二十四年八月七日から同月二十八日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 経営規模等入札参加資格の審査結果の通知方法
 - 経営規模等入札参加資格適合通知書又は経営規模等入札参加資格非適合通知書を平成二十四年九月十二日までに発送する。
- 四 その他
 - この審査についての問合せは、山口県周南港湾管理事務所(電話〇八三四―二一―一七八七)にすること。

山口県告示第三百十三号

建築基準法(昭和二十五年法律第百一十号)第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、宇部土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十四年八月七日

山口県知事 二井 関 成

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
山陽小野田市中川四丁目六七三五の四の一部	四・〇～五・〇	一五五・二	七二八・三五



(三八四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十四年八月七日から同年十二月七日までの間、山口県商工労働部商政課及び下関市産業経済部商工振興課において公衆の縦覧に供します。

平成二十四年八月七日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 イオン安岡店

所在地 下関市梶栗町四丁目三番三三三号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名称 住 株式会社博多グリーンホ
住所 福岡市博多区博多駅中央街三番一一号
代表者の氏名 菊谷 茂吉

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後
大規模小売店舗の名称	ジャスコ安岡店	イオン安岡店

四 届出年月日

平成二十四年五月二十四日

五 変更年月日

平成二十三年三月一日

(三八五) 平成二十四年度山口県家畜人工授精師養成講習会の開催

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、平成二十四年度山口県家畜人工授精師養成講習会を次のとおり開催します。

平成二十四年八月七日

山口県知事 二井 関成

一 講習会の種別

家畜人工授精に関する講習会

二 開催場所

防府市大字牟礼 山口県農林総合技術センター農業研修部
美祢市伊佐町河原 山口県農林総合技術センター畜産技術部

三 開催期間

平成二十四年十一月五日(月曜日)から同年十二月五日(水曜日)まで

四 受講者の定員

十五人

五 講習に係る家畜の種類

牛

六 講習科目

区 分	学 科		科 目
	一般科目	専門科目	
	畜産概論 家畜の栄養 家畜の飼養管理 家畜の育種 関係法規	生殖器解剖 繁殖生理 精子生理 種付けの理論 人工授精	家畜の飼養管理 家畜の審査 生殖器解剖 発情鑑定 精液精子検査法 人工授精

七 受講申込書の提出期限

平成二十四年十月五日(金曜日)

八 受講の手続

講習を受けようとする者は、受講申込書を住所地を管轄する家畜保健衛生所の長を経由して知事に提出すること。

九 受講者の決定

受講者を決定したときは、その旨を書面により本人に通知する。

十 受講手数料

一万八千四百円に相当する山口県収入証紙を受講申込書の所定の欄に貼ること。この収入証紙には、消印をしないこと。

十一 その他

この講習会の受講についての問合せは、山口市滝町一番一号 山口県農林水産部畜

産振興課(電話〇八三一九三三―三四三四)又は最寄りの家畜保健衛生所にするこ
と。

(三八六) 下関都市計画通路の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す
る同法第二十条第一項の規定による下関都市計画通路の変更に係る同法第十四条第一項
に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同
法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年八月七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画通路―下関駅東西連絡通路

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(三八七) 下関都市計画広場の変更に係る図書の写しの縦覧

下関市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用す
る同法第二十条第一項の規定による下関都市計画広場の変更に係る同法第十四条第一項
に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同
法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十四年八月七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

下関都市計画広場―下関駅南口交通広場

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(三八八) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に

関する工事の完了を次のとおり公告します。
平成二十四年八月七日

山口県知事 二井 関 成

一 開発区域に含まれる地域の名称

山陽小野田市新生三丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山口市小郡黄金町七番一七号

有限会社アドレ・エステート